

面接指導結果報告書及び事後措置に係る意見書

本報告書および意見書は、改正労働安全衛生規則第52条の6の規定（事業者は面接指導の結果の記録を作成し、これを5年間保存すること。当該記録は労働者の疲労の蓄積の状況、心身の状況、事後措置に係る医師の意見等を記入したもの）に基づく面接指導の結果の記録に該当するものです。

面接指導結果報告書						
対象者	ふりがな		所属			
	氏 名		男・女	年齢	歳	
疲労の蓄積の状況	0. なし 1. 軽 2. 中 3. 重		配慮すべき心身の状況	0. なし 1. あり		
健康状態に関する特記事項						
判定区分	診断区分	0. 異常なし 1. 要観察 2. 要医療		事後措置として指導・勧告の必要性	0. 不要	1. 要
	就業区分	0. 通常勤務 1. 就業制限 2. 要休業			☐ 必要事項 ☐ 下記意見書に記入	
	指導区分	0. 指導不要 1. 要医療指導				

事後措置に係る意見書			
就業上の措置	労働時間の短縮	0. 特に指示なし	4. その他
		1. 時間外労働の制限 _____ 時間／月まで	
		2. 時間外労働の禁止	
		3. 就業の禁止（休暇・休養の指示）	
	労働時間以外の項目 （具体的に記述）		
措置期間	_____ 日・週・月 （次回面接予定日 年 月 日）		
医療機関への受診配慮等			
連絡事項等			

医師の所属先	年 月 日（実施年月日）	印
	医師氏名	

（決裁欄）
